

別紙

諮問第917号

答 申

1 審査会の結論

「生活安全相談処理結果表」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に〇〇警察署生活安全課に相談した際に作成された生活安全相談処理結果表」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和2年11月19日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和3年7月7日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年3月29日に実施機関から理由説明書を收受し、同年5月20日（第161回第三部会）及び同年6月15日（第162回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 生活安全相談について

生活安全相談（以下「相談」という。）とは、「警視庁生活安全相談取扱規程」（平成12年3月16日付訓令甲第12号）において、都民の社会生活上生じる防犯問題、家事問題、民事問題及び身の困りごとに関する相談であるとされており、実施機関における相談に係る業務は、職員が都民の生活の安全にかかわる援助の要請に積極的かつ適切に対応することにより、犯罪の未然防止等を図り、もって都民生活の安全と平穏を確保することを目的とされている。

そして、「警視庁生活安全相談取扱要綱の制定について」（平成12年3月16日付通達甲（生. 総. 家相）第3号。以下「要綱」という。）において、相談担当者及び相談責任者は、相談を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、相談の要旨及び取扱いの概要を警察総合相談業務等管理システムに登録するとともに、要綱別記様式第1号「生活安全相談処理結果表」及び同別記様式第1号の2「相談処理経過の概要」を出力し、所属長の決裁を受けた後、保存するものとされ、さらに、相談者のほかに複数の関係者がいる場合には、同別記様式第4号「相談関係者」を出力し、保存するものとされている。

イ 本件非開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報、「生活安全相談処理結果表（警視庁〇〇警察署、受理年月日令和〇年〇月〇日、受理番号〇号）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

本件対象保有個人情報は、要綱別記様式第1号「生活安全相談処理結果表」とその添付書類である同別記様式第1号の2「相談処理経過の概要」（別紙「相談処理経過の概要」を含む。）及び同別記様式第4号「相談関係者」により構成されている。

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定した上で、管理職でない警察職員の氏名及び印影（以下併せて「本件非開示情報1」という。）は条例16条2号及び4号に該当し、「相談処理経過の概要」のうち、開示請求者以外の個人に関する情報が記載された部分（以下「本件非開示情報2」という。）は同条2号及び6号に該当するとして非開示とした。

また、「生活安全相談処理結果表」については、「分類種別」、「措置方法」、「措

置結果」、「相談の種別」、「事件化の検討」、「連絡引継確認印」及び「相手方」の各欄、「相談処理経過の概要」については、「分類種別」及び「措置」の各欄並びに別紙「相談処理経過の概要」中の相談事務に係る評価・判断等に関する情報が記載された部分、「相談関係者」については、警察職員の氏名を除く非開示とした部分（以下併せて「本件非開示情報3」という。）を同条6号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報1が開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから条例16条2号に該当すると説明する。

さらに、本件非開示情報1は、いずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であり、実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の管理職でない警察職員については慣行として公にしていなかったため、本件非開示情報1は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないと説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、警察職員の氏名及び印影であり、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから条例16条2号本文に該当し、いずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であることから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は条例16条2号に該当し、同条4号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

エ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報2について、開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから条例16条2号に該当し、また、警察職員が相談業務の処理経過において、開示請求者以外の個人から入手した情報であるため、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないことから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないと説明す

る。

また、相談業務は、相談者その他の関係者（以下「相談者等」という。）の秘密を守るという信頼関係に基づいて行われており、本件非開示情報2を開示することにより、当該相談者等との信頼関係を損ない、今後、協力が得られにくくなるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例16条6号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、警察職員が関係者から事情を聴取した内容が記載されており、開示請求者以外の個人を識別することができるものであると認められることから条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、相談業務は、警察が相談者等の秘密を守るという信頼関係に基づいており、相談者等自らが知り得る情報を警察に託しているものであるため、その内容を一部でも開示することとなると、相談者等との信頼関係が損なわれ、今後、相談業務に係る相談者等からの協力が得られにくくなるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は条例16条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報3の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報3には、警察職員が相談者等から聴取した相談内容に基づき、警察職員の専門的知識・経験を用いて評価・判断した結果及び措置が記載されており、これらを開示することにより、相談業務を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して相談内容に基づく客観的な評価・判断や相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化・形骸化し、正確な事実の把握、適正な事案判断などの相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例16条6号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報3のうち、「生活安全相談処理結果表」の「分類種別」欄は当該相談がいずれの分類のものに当たるのか警察職員が判断した結果を、「措置方法」欄及び「措置結果」欄は相談の内容に応じて警察職員が判断した措置の方法及びその結果を、「相談の種別」欄は相談の内容が重要相談又は一般

相談のいずれに当たるのかの判断等を、「事件化の検討」欄は警察職員が当該相談を重要相談に当たると判断し警察署長等に報告を行った場合の警察署長等が判断した事件化の要否等を、「相手方」欄は相談者以外の人定情報をそれぞれ記載する部分であり、「連絡引継確認印」欄は警察職員が当該相談を主管課に引き継ぐ必要があると判断し主管課長に報告を行った場合に当該主管課長が押印をする部分であることが認められた。

また、「相談処理経過の概要」の「分類種別」欄及び「措置」欄は「生活安全相談処理結果表」の「分類種別」欄、「措置方法」欄及び「措置結果」欄と同じ内容を、別紙「相談処理経過の概要」は警察職員が評価・判断した内容を、「相談関係者」のうち、警察職員の氏名を除く非開示とした部分は相談者以外の人定情報をそれぞれ記載する部分であることが認められた。

これらを踏まえると、本件非開示情報3を開示することにより、相談業務を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、相談内容に基づく客観的な評価・判断及び相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握、適切な事案判断が困難になるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

また、相談に係る業務は、警察が相談者等の秘密を守るという信頼関係に基づいて行われているため、これらを開示することによって、今後、関係者からの協力が得られにくくなり、関係者からの聴取が困難になるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

したがって、本件非開示情報3は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明